

添付資料



## 1. パブリック・コメントの実施結果

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）」の内容について、組合管内市町のうちごみ処理に係る市町（小山市・下野市・野木町）の住民から広くご意見を伺うために、パブリック・コメント制度実施制度に基づき、パブリック・コメントを実施しました。

パブリック・コメントは、令和2年4月15日（水）から同年5月15日（金）まで実施し、その間6名の方から72件のご意見をお寄せいただきました。

ここではその中で、ごみ減量化及び資源化の推進に向けた施策、施設規模の決定の算定等に関する意見を抽出しております。

なお、いただいたご意見の一部は本編に反映させていただきました。

計画書（本編）該当箇所（44ページ）

第4章 ごみ処理の計画 第3節 ごみ減量化及び資源化計画

1. ごみ減量化及び資源化の推進に必要なこと

1-1. ごみ減量化及び資源化の推進に向けた施策

ご意見の要旨	組合の考え方
<p>1. 『マイバック・マイ箸運動の展開』とあるが、国内外で問題になっているプラごみ汚染を減らすためにも、マイ箸よりマイボトルの活用が有効かつ不可欠ではないか。国内の自治体でも実績のある『マイボトル運動』を推進内容に追加すべきである。</p> <p>2. 『リターナブル容器の普及拡大の啓発』と記載するならば、リターナブルびんを破碎しているのを見直し、他のワンウェイびんとは別に分別回収し、リユースのルートに乗せるべきなのではないか。</p> <p>また、リユースびん普及のため、学校給食でのびん牛乳の活用を働きかけるべきでは。</p>	<p>1. マイボトル運動については、全体のごみ減量化に寄与できるものであるため、追加します。なお、プラスチックごみによる海洋汚染はポイ捨てや不法投棄されたものが海上に流れ着くことで発生することから、ごみの減量とともに、ペットボトル等のポイ捨てや不法投棄の対策を併せて行うのが重要と考えております。</p> <p>2. リターナブルびんのリサイクルは一定量以上の空きびんの回収が見込まれる必要があります。また、分別回収するには収集運搬や処理施設での分別方法を変更するなど、新たなコストがかかります。現在リターナブルびんの販売本数が減少していることを鑑みると、分別回収しても費用対効果は小さいと考えられます。なお、酒販店等で回収を行うルートが確立されているため、そちらを啓発してまいります。</p> <p>このことから、表4-3の該当箇所を下記のとおり修正します。</p> <p>リターナブル容器の回収の啓発</p>

3. 『古紙類（特に雑紙）の資源化の推進』とあるが、紙リサイクルマークがある紙コップや紙カップ類をリサイクルできるようにすべきである。これらは現在燃やすごみとして出すようになっているため、市民の間に疑問と混乱が生じている。他の自治体ではこれらを資源物として分別再生しているところもあるのだから、本来の姿に分別方法を見直すべき。それは燃やすごみ減量化のためにも必要ではないか。

4. 『プラスチック製容器包装の資源化の推進』とあるが、容器包装以外のプラはどうするのか。同じプラスチックなのにストローなどはなぜ燃やすごみなのか。これらを資源物として分別再生している自治体は少なくないのだから、現在燃やすごみに分類されている容器包装以外のプラ（いわゆる製品プラ）も再資源化するよう分別を見直すべきである。

5. 資源化の推進の内容として、次のものを加えるべきである。

- ・生ごみ堆肥化の地域拡大
- ・製品プラスチックの資源化
- ・マイボトルの拡充と補給水器の設置
- ・官庁のイベント、会議でのペットボトル使用禁止

6. 事業者への協力要請の内容として、次のものを加えてもらいたい。

- ・容器包装の費用を製品価格に含める拡大生産者責任の実施
- ・適正包装の推進

3. 公益財団法人古紙再生促進センターでは、リサイクルできない禁忌品として、紙コップや紙カップ類などの防水加工された紙を指定しています。これはコーティング部分と紙の部分の分離が非常に困難であるためです。このため、紙コップ類のリサイクルには手間とコストが掛かるので実現は難しいと考えておりますが、今後の社会情勢等を鑑みて判断してまいります。

4. 当組合のプラスチック製容器包装は、容器包装リサイクル法に基づき、処理及び資源化しています。一方、他自治体の製品プラスチックのリサイクル方法としては、単一素材のマテリアルリサイクルがありました。これを行う場合現在稼働している施設の改築や新たな収集運搬日の追加に係る費用が掛かります。また、資源化ルートの構築などに時間が掛かります。そのため現時点では分別の見直しは考えておりませんが、今後の社会情勢等を鑑みて判断してまいります。

5. 生ごみ堆肥化の地域拡大は、南部清掃センターを設置した際の地元自治会との取り決めにより非常に困難であります。また、官庁のイベント・会議でのペットボトル禁止は、参加者の年齢や実施場所等を総合的に判断し、可否を判断してまいります。可能と判断した場合には、構成市町等と協議の上、市町の分別収集計画等に情報提供させていただきます。

6. 容器包装の費用を製品価格に含めることは、拡大生産者責任が経済産業省の管轄であるため、現状自治体で実施の判断をするのは難しいと思われませんが、今後の社会情勢等を鑑みて国へ要望してまいります。

過剰包装の推進については、各市町の商工業部

	<p>門と協議していく必要があるため、現状としては、明記することは難しいと思われませんが、今後構成市町が商工会等にお願ひし、その結果を反映してまいります。</p> <p>併せて、組合でも適正包装の推進について広報媒体でPRしてまいります。</p>
--	---

計画書（本編）該当箇所（47ページ）

第4章 ごみ処理の計画 第3節 ごみ減量及び資源化計画

2. 燃やすごみ排出量の削減

2-1. 燃やすごみ排出量削減目標値

2-2. 削減に向けた施策

<p>1. 『令和9年までに△5000 t／年在必達（2018年度比）』との表現がある。必達なのだから達成への責任所在を明確にしてほしい。</p> <p>2. ごみ分別映像の作成・配布だけでは効果が期待できないと考えられる。ごみの分別映像をどれほどの人が家庭で見るとかを想像すれば分かる。また、分別映像を誰向けに作るのか。ルールを守ってくれない方向けに映像を作るのであれば、それを見ていただく機会をどのように作っていくのか。併せてルールを守ってくれない方に対する意識改革をどのように実施していくのか。</p> <p>3. 雑紙分別保管袋は本当に必要なのか。現在でも住民は雑紙を出すのに紙袋（雑紙の一部）を活用しているため、保管袋の作成は紙ごみを増やすだけでなく税金の無駄遣いと批判が来るのではないかと。</p>	<p>1. 組合と構成市町が協働しごみ減量化施策に取り組んでいきますので、組合と構成市町の責任となります。しかし、この目標を達成するためには、事業者・住民の協力が必要となります。</p> <p>2. 分別映像は転入者や外国人への配布を念頭にしていますが、全住民向けに作ります。この映像はホームページに掲載する他、イベントや地域の集会などで使っていただくことを想定しています。ルールを守ってくれない方には訪問指導やタブレットでの視聴を何度も行い、視聴機会として、ケーブルテレビやDVD配布等複数の媒体を利用していき等、有効なり得る方法を構成市町とともに検討及び実施してまいります。</p> <p>3. 雑紙を出すのに、紙袋を活用していることは認識しております。しかし、この保管袋は住民の皆様は雑紙を資源物として排出してもらう意識を高めるため、雑紙を一時的に入れる袋として提案しました。この袋を何回も使ってもらえるように構成市町とともに啓発してまいります。</p>
---	--

<p>4. 分別映像と雑紙分別保管袋は、このままで安易な政策と思われるため、『できるだけ多くの説明会を開き、ごみの分別映像や雑紙回収袋もその時の啓発に活用する』とされたい。</p> <p>5. 『リサイクル可能な紙類の施設搬入禁止』に関連して、この施策は資源として収入を得ることが出来るチャンスを目先の排出量削減という目標達成のためだけで行おうとしている施策かと思えます。少しでも（多くの資源物を回収することで、）営業外利益を多くし、投入する税金を削減する方法を検討してもらいたい。</p>	<p>4. 分別映像や保管袋はごみ減量化施策として市町と協働し啓発を繰り返しながら取り組んでまいります。</p> <p>5. この施策により、本来古紙として資源物に出せる紙類を、燃やすごみとして焼却施設に搬入させないようにします。これにより相対的に可燃系資源物の排出量を増やすことができ、営業外利益を多く得ることが出来ると考えております。</p>
---	---

計画書（本編）該当箇所（51ページ）

第4章 ごみ処理の計画 第6節 中間処理計画

1. 焼却施設の施設規模見直し
2. 焼却施設の施設規模の算定

<p>1. 『下野市石橋地区の燃やすごみ処理開始』は平成28（2016）年の計画見直し時点でも想定されていたのではないかと。</p> <p>2. 『災害廃棄物分の13%を見込む』とあるが、数値の根拠は何か。また、この数値は組合内に限定しているのか、他市町の災害廃棄物の受入を想定しているのか。今後の災害廃棄物の発生量は発生抑制や減量化を考慮すべきである。</p>	<p>1. 平成26（2014）年に下野市から要望はありましたが、計画見直し時点では、ごみ減量化により生じる処理能力での実現が可能かどうかを模索している状況でした。今回燃やすごみの排出量増加により、焼却施設の施設規模や減量化目標を見直し、地元自治会及び組合議会です承を得ましたので、記載したものです。</p> <p>2. 令和元年度台風19号で発生した可燃系災害廃棄物を、第2期エネルギー回収推進施設の建設可能な最大規模において発災後3ヶ月で処理を完了させると想定した場合の一日当たりの処理量を算出しています。それを一年間の処理量に換算した数値をごみ搬入量で割った結果となっております。また、これらの数値は組合内に限定したものです。</p>
---	--

<p>3. 施設規模を算定したデータが分からない。何ページのどの表のどの数字を使って算出したのか。算定基礎（根拠）を明確にしてもらいたい。</p>	<p>3. 平成30年度のごみ搬入量に、下野市石橋地区の燃やすごみ量・可燃系粗大ごみ量及び災害廃棄物量を加えます。この量から燃やすごみ減量化施策による減少量を差し引いたごみ量を稼働日数で割って求めています。</p>
---	---

計画書（本編）該当箇所（52ページ）

第4章 ごみ処理の計画 第6節 中間処理計画

3. 中間処理施設の整備及び計画状況

6. 焼却処理

<p>1. エネルギー回収推進施設の施設規模250tは当初計画の210tより約2割増になり、費用負担もその分増加する。分別の見直し、ごみ減量化の推進、施設規模拡大理由の見直しを行ってうえで、合計250tという焼却規模が本当に必要なのか、再度見直してもらいたい。</p> <p>2. 余熱利用の活用は現在、何を予定しているのか。未定なのか。具体的な計画を確認したい。</p>	<p>1. 施設規模は、受け入れを表明した石橋地区の燃やすごみや今後発生が見込まれる災害廃棄物を考慮し、燃やすごみの増加や減量化施策の実施による5,000tの減量必達目標を反映させたものです。</p> <p>2. 現時点では余熱を蒸気として回収し、発電に利用する計画となっています。また、焼却施設内の場内給湯用温水設備に供給を行うことや、場外へ余熱を供給することも検討しています。</p>
--	--

計画書（本編）該当箇所（60ページ）

第4章 ごみ処理の計画

第7節 最終処分計画

<p>○自区内処理の原則により、弛まず最終処分場確保のための調査を実施すべきであるが、その記述がない。一方で、当初予定していた組合管内に最終処分場を作るのが困難であれば、ゼロ・ウェイストを目指すしかない。民間委託でも自区内処理でも最終処分量削減は不可欠であり、発生抑制やリユースの優先、燃やすごみの減量化等でゼロ・ウェイストは不可能ではないはず。是非ゼロ・ウェイストを目標としてほしい。</p>	<p>スラグ化に不適な焼却残渣を埋め立てる必要があることから、ごみを出さないようにするゼロ・ウェイストの実現は困難であると考えています。しかし、60ページに記載しているように焼却残渣は段階的に全量資源化を目指していくなど、最終処分量の限りない削減を目指し組合で対策を講じていきます。</p>
---	---

《ごみ指定袋制度導入について》

<p>○『ごみ指定袋制度』や『有料化に合わせて実施すべき施策』はごみの減量化に効果があるか疑問である。そもそもこれまでのごみ処理基本計画になかったことであるため、市民にとっては唐突な話であり、一生懸命ごみを削減しようと常日頃から考え行動している方からすれば、あまり気分の良い施策ではない。</p> <p>○ごみ指定袋制度は多くの問題がある上、有効性も疑問視されている。住民と行政で改めて議論する場を設けるべきで、安易に導入すべきでない。</p> <p>○ごみ有料化には頼らず実績を積んできたのに、それを放棄するのか。3Rの推進とEPR（拡大生産者責任）の徹底こそ、ごみ減量化の原則ではないか。</p> <p>○減量への認識を高める働きかけが一定時間かけて充分に行われてとは言い難い状況での提案が安易であり、削除すべきである。住民として受け入れられない。</p> <p>○ごみ指定袋制度は、それ以前にやるべき減量作成・活動をやった後の最後の手段である。現在燃やしているプラごみの回収利用など、地道なごみ減量の活動などを優先実施すべきで、有料袋導入をごみ低減化の柱としてはならない。</p> <p>○『有料化に合わせて実施すべき施策』についての検討及び実施』は指定袋の費用なのか、ごみ処理費を加算した有料化なのか不明である。</p>	<p>第2期エネルギー回収推進施設の建設に活用予定である循環型社会形成推進交付金では、交付要件として、廃棄物処理の有料化の検討が含まれています。また、石橋地区の燃やすごみを受入れ自区内で処理するためには、ごみ減量化を行った上で、第2期エネルギー回収推進施設を令和9年度に稼働させる必要があります。</p> <p>そのため、燃やすごみの減量は差し迫った課題となっていることから、ごみ分別映像の配布や多量排出事業者への指導など、組合と構成市町が出来得る各種施策を実施してまいります。それでも目標達成が困難と判断される場合には、他団体で一定量減量効果があることが実証されている、指定袋の導入はやむを得ないものと考えております。</p> <p>以上のことから、ごみ有料指定袋制度の導入を施策として記載しています。</p> <p>なお、制度を導入する際、始めはごみ処理手数料を上乗せしない指定袋（価格数十円）を導入し、これに合わせて住民へごみの減量化を意識付けさせる施策を検討・実施してまいります。指定袋や施策を行っても、ごみが減らない場合はごみ処理手数料を上乗せした有料指定袋（いわゆる有料化）を導入してまいります。</p>
--	--

《ごみ指定袋制度導入の反対理由》

<p>1. 税金の二重取りになる 家庭ごみの収集処理は市民の税金で行われていて、ごみの有料化は税金の二重取りになる。ごみ袋はレジ袋と違って代替手段がないため、増</p>	<p>ごみ処理経費には、施設電気使用量のようにごみ排出量によって変動する費用があります。この費用を今回の有料化による手数料で</p>
--	--

<p>税と等しく、低所得者や年金生活者に重くのしかかる。また、有料化した収入分の使い道が決まっていないのも問題である。</p>	<p>負担していただくことを考えています。そのため、税の二重取りとはならないと考えています。</p> <p>また、手数料の使い道として資源物集団回収報奨金等住民に還元する方法を、制度設計の中で構成市町とともに検討してまいります。</p>
<p>2. 市民の負担は公平にならない</p> <p>何を基準に有料化するのが不明である。料金を何によって決めるのか。ごみ処理費（リサイクル費等）はごみの量ではなく、ごみの質に左右されるので、指定袋の大きさで料金を決めるのは、公平ではない。</p>	<p>指定袋による費用を設定することで、排出量に見合った費用負担となり公平性が保たれると考えています。また、排出量を減らす手段として資源物の分別を行うことで、ごみの質が向上する効果を期待しています。</p>
<p>3. ごみの不法投棄を誘発し助長する</p> <p>3-1. リサイクル法で実証されたように、有料化すれば不法投棄が増える。それにより生活環境が悪化する。不法投棄に加えて、有料化していない自治体への越境ごみ出しも助長する。対策として取り締まりを強化しても根本解決にはならず、必然的に監視社会へ向かうことになる。</p> <p>3-2. 有料化することで自治会が管理しているゴミステーションに不法投棄が増える可能性があることが懸念されます。そのごみは組合が無料で引き取っていただけないのか。</p>	<p>3-1. 他団体では監視カメラの設置やパトロールなどの監視の他、不法投棄者の割り出しや頻発する場所の管理などを行ってまいります。これらの対策を複合的に行うことで、有料化導入前と比べて不法投棄が減ったとしている自治体が多数あります。このことから、不法投棄対策については監視以外の方法も併せて検討してまいります。</p> <p>3-2. ごみステーションに不法投棄された場合には、お住まいの市町にご連絡いただければ、無料で引き取りが対応可能な場合もあります。なお、組合は直接引き取りを行っておりません。</p>
<p>4. 一時的にごみが減っても、また元に戻る</p> <p>指定袋の料金は市販のポリ袋より高くなければ意味がない。また、有料化の直後にごみが減ったとしても、いずれリバウンド現象で元に戻る。その対策として指定袋の値上げを繰り返すことになる。実際は有料化でごみが減るのではなく、同時に導入した分別リサイクルの効果で減ることが多い。よって広域でははじめから有料化の効果は見込めない。有料化で増える不法投棄や越境ごみ出しの分があるので、導入直後でも総量では減らない指摘もある。</p>	<p>始めに指定袋を導入し、それに併せてごみ減量化を促すための施策を行います。この施策を行う中で、住民のごみ排出意識の高まりや分別の知識などが蓄積されていきます。その結果、制度導入後何年も減量効果が維持されることが報告されています。</p>

<p>5. ごみの発生抑制につながらない 有料化はごみの出口（排出）を抑制するのみで、3Rで最も重要な発生抑制にはつながらない。結果として事業者（商品の生産・販売業者）の拡大生産者責任を曖昧にしてしまうことが問題。実際拡大生産者責任を回避したい経団連等が、代わりにごみ有料化を提唱している事実が如実に表している。</p>	<p>令和6年度に事業系ごみの有料化の導入を予定していますが、その前に多量排出事業者への指導や事業系食品ロス削減対策を行っていきます。これらの施策により、事業者が費用軽減のため、ごみ排出量の削減に取り組みます。このことは拡大生産者責任のうち自主的な企業の取組にあたるものと思われま</p>
<p>6. 地方自治法に反する 地方自治法第227条によれば、自治体は特定者のための事務以外で手数料を徴収することが出来ない。よって不特定多数の市民から家庭ごみ収集で手数料を取ることは法的裏付けがない。実際この件で訴訟問題も起きているが、裁判で環境省は苦しい言い訳に終始している。</p>	<p>廃棄物処理及び清掃に関する法律の第6条の2第6項では、市町村が行う収集・運搬・処分に関して手数料を徴収できるとありました。この条文は平成11年度の地方分権一括法により削除されましたが、これは地方自治法の規定と重複する個別法令上の規定を削除したに過ぎないとの見解がなされています。このことから、ごみ処理手数料の徴収が可能であると考えられます。</p>

《概要版への意見》

3ページ 施設規模の見直し

4ページ 燃やすごみ処理施設整備計画

<p>1. 下野石橋地区の処理開始を伴う施設拡大分（21 t）の根拠を明記すること。これは本編15ページ表2-11の下の参考を見なければわからない。この資料だけで理解できるようにしてほしい。</p>	<p>1. 平成29年度の下野市石橋地区の燃やすごみと粗大ごみの排出量に災害廃棄物量を加えたごみ量を稼働日数で割って算出しています。</p>
<p>2. 必要な焼却処理能力約270 t／日の根拠は。何ページのどの表、どの数値から算出しているのか。本編の表4-8の2027年燃やすごみの55, 610 tが根拠か？</p>	<p>2. 下野市石橋地区の燃やすごみ及び可燃系粗大ごみと災害廃棄物を考慮した搬入量を根拠としています。</p>

## 2. 用語集

	用語	解説
あ 行	一般廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定義されている廃棄物の区分で、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に分けられています。一般廃棄物には、一般家庭から排出される家庭系ごみや事業所などから排出される産業廃棄物に該当しない事業系ごみが含まれます。また、し尿や浄化槽汚泥なども含まれます。一般廃棄物の処理は、市町村に責任があるとされています。
	一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定するもので、市の区域内から発生する一般廃棄物の処理について、長期的・総合的視点に立った基本となる事項を定めるものです。
	エネルギー回収推進施設	可燃ごみ（燃やすごみ）を焼却またはガス化により、ごみの減容化と無害化を行うとともに、残渣あるいは熔融固化物に変換する機能を有する施設のことをいいます。
か 行	ガス化改質方式	ガス化設備で発生したガスには、タール分などが含まれ、使用にあたっては不都合があることから、ガスの一部を燃焼させ、発生ガスを高温にして改質し、一酸化炭素、水素などを燃料として回収する方法です。
	家庭系ごみ	一般家庭の日常生活から発生する廃棄物をいいます。
	家電リサイクル法	家電リサイクル法とは一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。
	環境モニタリング	ある一定の地域を定め、その地域内の動植物の生態調査、大気、水質、底質調査などに基づき、その環境の人への影響を監視（モニタリング）することです。
	環境アセスメント	環境影響評価のことであり、環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業について、事前に環境への影響を十分調査、予測、評価し、その結果を公表して地域住民などの関係者の意見を聞き、環境配慮を行う手続の総称です。

	用語	解説
か 行	グリーン購入	<p>「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に従って、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することをいいます。</p> <p>グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。</p>
	計画収集	<p>市町村がごみを収集することをいいます。また、そのごみの量を計画収集量といいます。</p> <p>一般廃棄物処理基本計画において、ごみ総排出量は自家処理量を除いて、この計画収集量に直接搬入量（市町村の処理施設に排出者などが直接持ち込む量）と集団回収量を加えた量のことをいいます。</p>
	ごみ組成分析	<p>ごみ質や分別状況等の把握を目的として、ごみ、資源物がどのような組成であるかを分析することです。</p>
さ 行	災害廃棄物	<p>地震や津波、火災などの災害に伴い発生する瓦礫などの廃棄物のこと。災害により増える生活ごみや、避難所仮設トイレに溜まるし尿なども災害廃棄物に含まれます。</p>
	災害廃棄物処理計画	<p>実際に災害が起きた時に、どのように災害廃棄物に対処するかを事前に定めたものです。</p> <p>国の災害廃棄物対策指針では、都道府県や市町村でこうした計画を作成し、災害に備えることが定められています。</p>
	最終処分	<p>廃棄物は、資源化・再利用される場合を除き、最終的には埋立または海洋投棄されます。最終処分は、埋立が原則とされており、処分の大部分は埋立により行われています。</p>
	再商品化事業者	<p>容器包装リサイクル法に基づき、分別基準適合物（ガラスびん、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）を引き取り、再生加工し、再商品化製品利用事業者への販売までを行う事業者のことをいいます。</p>
	産業廃棄物	<p>事業活動により生じる燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他の廃棄物をいいます。</p>

	用語	解説
さ 行	サンドイッチ方式	<p>ごみを埋め立てた上に覆土し、その上にまたごみを埋め立て、覆土するといったように、ごみと土を交互に積み重ねていく埋立方法です。</p> <p>本組合の最終処分場の委託先では、サンドイッチ方式となっています。</p>
	事業系ごみ	<p>事業活動に伴って生じる廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。本基本計画では、事業系一般廃棄物を対象とします。</p>
	集団回収	<p>地域でのリサイクル活動の総称で、紙類、びん・缶類、金属類、布類などの資源物をリサイクル団体が主体となって回収するものです。</p> <p>回収された資源物の重量に応じて市から支給される報奨金の活用を通して、地域コミュニティの活性化、市民のごみ減量・資源化意識の向上が期待できます。</p>
	循環型社会	<p>大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後までどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。</p>
	循環型社会形成推進基本計画	<p>循環型社会推進基本法に基づき国が策定した計画で、循環型社会形成に向けた数値目標や国、国民、事業者等の取り組みについて定めています。</p>
	循環型社会推進基本法	<p>循環型社会を形成するための基本的な枠組みとなる法律で、リサイクル等の循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、それらの施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律です。</p>
	処理残渣	<p>廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分、不燃物・可燃物の焼え残り、すなわち未燃分とからなっています。</p>
	スクラップアンドビルド	<p>老朽化により非効率となった工場設備などを廃止、廃棄し、新しい能率的なものに建て直すことをいいます。</p>

	用語	解説
さ 行	ストーカ方式	火格子を組み合わせたものに駆動機構を持たせたものをストーカといい、火床にこのストーカを採用した方式のことです。 本組合の中央清掃センターがストーカ方式となっています。
	ストックマネジメント	廃棄物処理施設に求められる性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（LCC Life Cycle Cost）を低減するための技術体系及び管理手法の総称のことです。
	3R（スリーアール）	3R（スリーアール）とは、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：資源化）の3つのRの総称です。
	剪定枝	木の生育や樹形の管理のために切りそろえられた、枝の切りくずのことです。細かく破砕して舗装材や家畜の敷料として用いたり、発酵させて堆肥化したりするなどの活用例があります
	全連続燃焼式	1日24時間の連続運転を基本として設計されたごみ焼却炉形式のことです。
た 行	中間処理	最終処分（埋立および海洋投棄）に至るまでに行われるさまざまな無害化ないし安定化・減容化処理をいいます。
	適正処理困難物	有害物質を含むもの、爆発性を有するもの、重量や容積の大きいものなど、市町村の行う一般廃棄物処理事業において、適正な処理が困難な廃棄物のことです。
は 行	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	廃棄物の排出抑制、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律のことです。廃棄物処理法とも省略されることも多くあります。
	ばいじん	粒子状の大気汚染物質で、一般的には煙突から出る「すす」をイメージすればよい。大気汚染防止法では、「ばい煙」（大気汚染物質というような意味合いの用語）のひとつとして規制されており、「燃料その他のものの燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するもの」とされています。

	用語	解説
は 行	PFI（ピーエフアイ）	PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です
	膨潤化処理	水分を含んでいる草木類破砕物を圧縮、混練し、その圧縮を解放することにより、原料の繊維が解繊され、結晶構造が崩れることにより膨らんだ状態になります。これにより微生物の関与を容易にすることで処理を進めることです。
や 行	容器包装リサイクル法	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の推進等に関する法律の総称です。</p> <p>プラスチック製や紙製の容器や包装の廃棄物について、リサイクルの促進等により減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るために制定された法律です。</p> <p>「消費者による分別排出」、「市町村の分別収集」、「事業者の再商品化（リサイクル）」の三者の役割分担により容器包装のリサイクルを推進しています。</p>
	溶融スラグ	焼却残渣などを高温溶融した状態のスラグのことです。コンクリート資材など土木資材に用いられます。